

規模や業種は
問いません!

平成28年度 パートタイム労働者活躍推進企業表彰

パートタイム労働者の活躍を 推進している企業を表彰します!

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信していきます!

最優良賞

厚生労働大臣賞

優良賞

雇用均等・児童家庭局長
優良賞

奨励賞

雇用均等・児童家庭局長
奨励賞

平成27年度受賞企業の声

- ◆ 改めて人事制度構築の理念等を社内へ教育・啓蒙するきっかけになりました。
- ◆ パート募集で、受賞について記載したところ、過去最高の応募数になりました。
- ◆ テレビ放映され、就職希望者から「テレビを見て是非働いてみたい」と応募がありました。
- ◆ 受賞ポイントを社内に周知した事で、自分達の職場の価値を再認識する機会となりました。

受賞企業には、受賞年度と受賞名を記載したシンボルマークが付与されます!



受賞企業でのシンボルマーク活用例

- ◆ 名刺に使用したり、企業ホームページに受賞記事と共に掲載して受賞をアピールしています。
- ◆ 新卒採用会社説明会や採用パンフレットで使用し、従業員の分け隔てない育成を宣伝しています。
- ◆ 求人広告に掲載し、採用に活用しています。

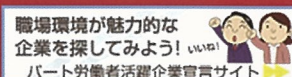
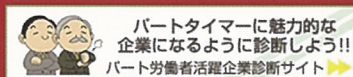
表彰への応募には「診断」と「宣言」が必要です!

「パート労働者活躍企業診断サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan/>)は、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けて自社の現状と課題を自主点検できるサイトです。

診断サイトで、パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の自社診断をした上で、

「パート労働者活躍企業宣言サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/sengen/>)で、自社で行っているパートタイム労働者の活躍推進の取組や、今後の目標を発信(宣言)しましょう!

まずは「診断」と「宣言」からTRY!



(詳しくは裏面へ→)

募集の概要

1. 応募対象

パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる事業所(企業)。
(必ずしも全社的な取組でなくても、一事業所としての応募も可能です。)

2. 応募資格

- (1) 応募時点において、パートタイム労働法の義務規定違反がないこと。
- (2) 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がなく、かつ、その他の法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (3) 表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること。

3. 表彰基準

- (1) パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)の診断結果が、雇用する全てのタイプのパートタイム労働者に係る取組において、総得点率50%以上であること。
- (2) パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として「パート労働者活躍企業宣言サイト」に取組内容や今後の目標等を掲載(宣言)していること。
※なお、「パート労働者活躍企業宣言サイト」への宣言については平成28年8月末までに実施する見込みがあれば、応募時点で宣言していなくても応募することが可能です。
- (3) パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組(法定を上回る自主的な取組)を行い、かつ、実績または成果が認められること。

4. 応募方法

パート労働ポータルサイト内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>)より、応募用紙(電子ファイル(EXCEL))をダウンロードし、必要事項をご記入の上、郵送により応募してください。*

※応募用紙と「パート労働者活躍企業診断サイト」の診断結果の提出により応募いただけます。応募用紙は郵送のほか、E-mailによる提出も必要となります。応募にあたっては、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」掲載の表彰実施要領・表彰基準・応募要領を必ずご参照ください。

応募締切:平成28年7月27日(水曜日)※必着

審査について

審査は、有識者からなる審査委員会(非公開)において、厳正かつ公正に行います。

【受賞企業決定までの流れ】



※「診断」及び「宣言」の詳細につきましては表面をご確認ください。

お問い合わせ先

【事務局】みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部(担当:野中・古川・宮田・柳内・井場)

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

E-mail: part-selection@mizuho-ir.co.jp

TEL: **03-5281-5276**(平日10時~17時30分) FAX: **03-5281-5443**(24時間受付)